

民間事業者におけるマイナンバーカードの活用



マイナちゃん

令和2年5月13日
総務省自治行政局
住民制度課



マイキーくん

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得（令和2年9月～）や健康保険証としての利用（令和3年3月～）
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

表



カードの
券面記載事項

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

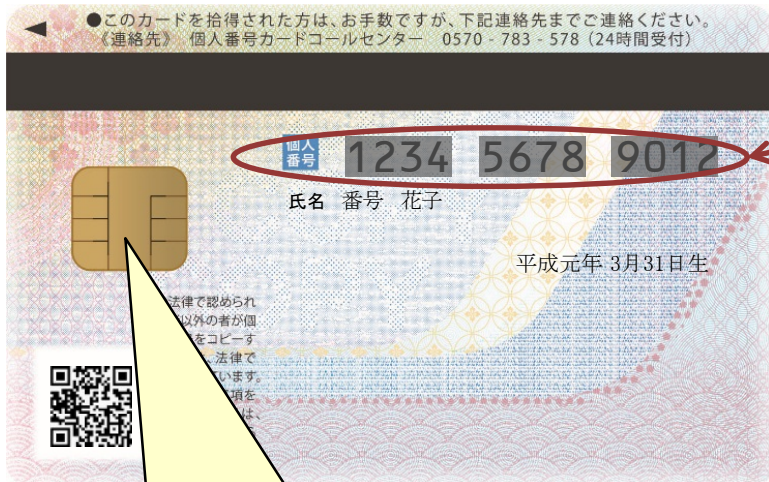
- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



裏

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 露 太郎
生年月日 〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く利用可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードのアプリの概要

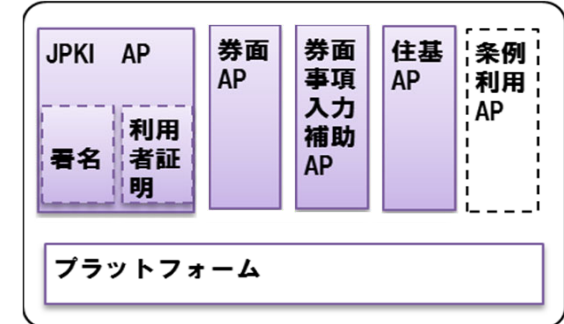
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注) ①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

公的個人認証サービスの民間利用

【令和2年4月1日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。
※民間事業者34社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者20社)がサービスを提供

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)	○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
○ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	・(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム	・大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
・一般社団法人 日本海ヘルスケアネット	調剤情報の共有サービス	・(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
○(株)NTTデータ	プラットフォーム	・(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)	・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・auカブコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・パーソナルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・(株)グラファー	オンラインでの本人確認サービスの提供
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム	・(株)blockhive	オンラインでの本人確認サービスの提供
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	○(株)野村総合研究所	プラットフォーム
・(株)ゲットスターグループ	携帯電話のレンタル契約	・野村證券(株)	オンラインでの証券口座開設
・共同印刷(株)	オンラインでの金融機関等口座開設	○凸版印刷(株)	プラットフォーム
		・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
		・トッパン・フォームズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
		○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
		○日本医師会	HPKIカードの発行
		○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
		○日本電気株式会社	プラットフォーム
		○(株)パイブドピッツ	オンラインでの金融機関等の口座開設
		○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス

○:大臣認定事業者

・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

公的個人認証サービス 民間利用事例① 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

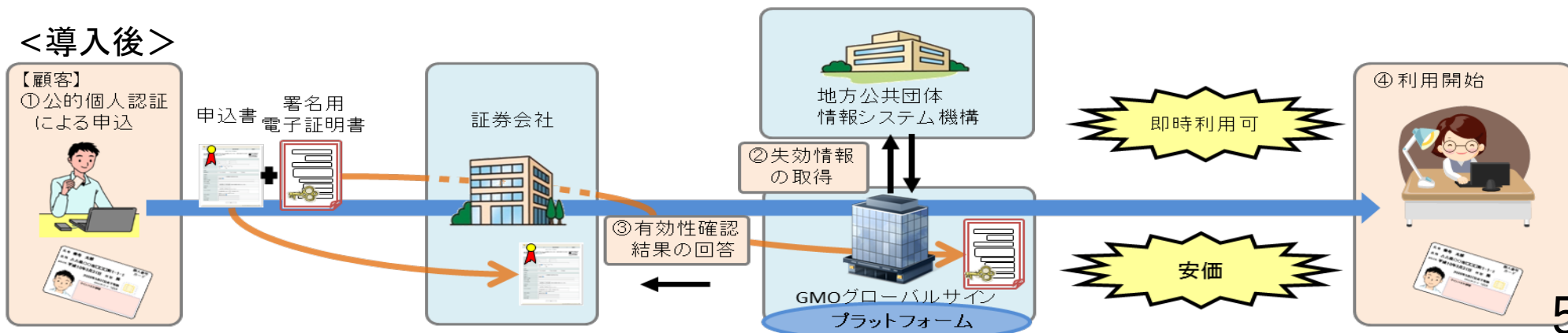
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 住宅ローン契約手を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

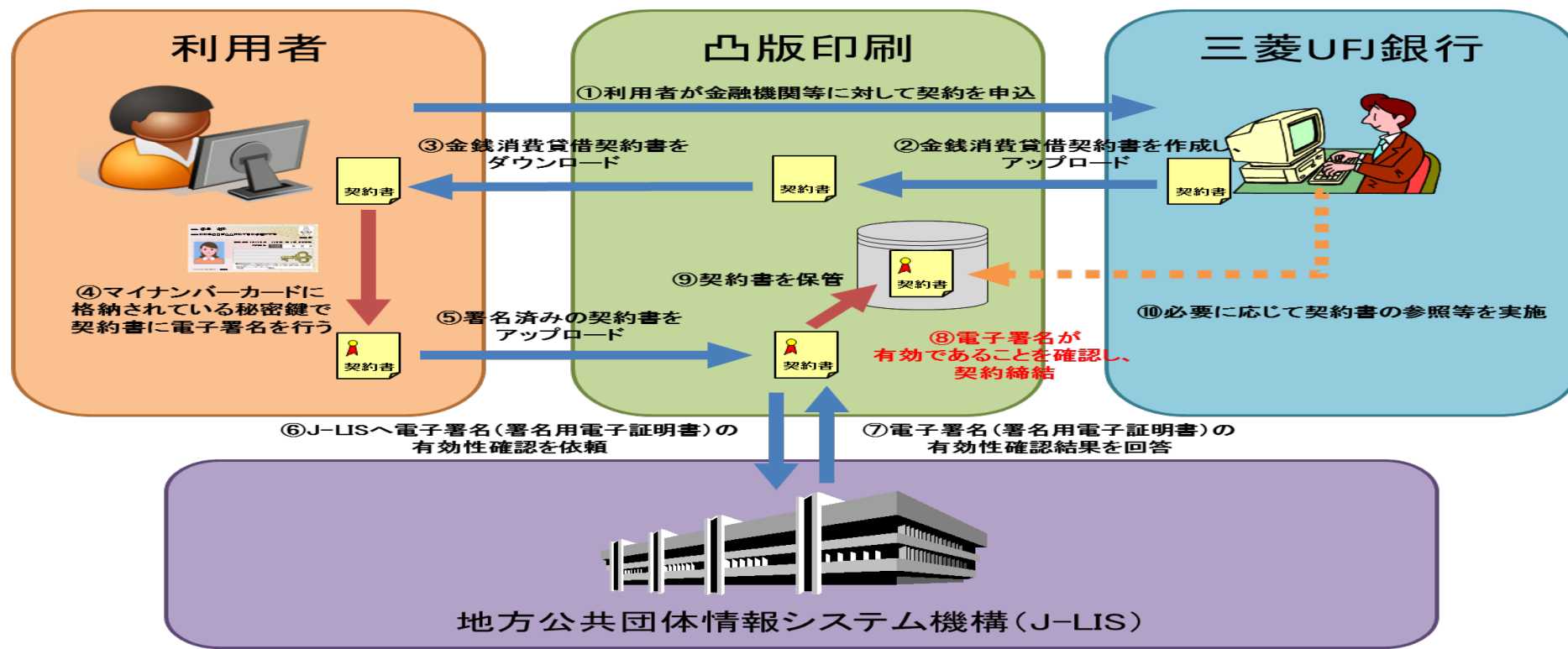
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

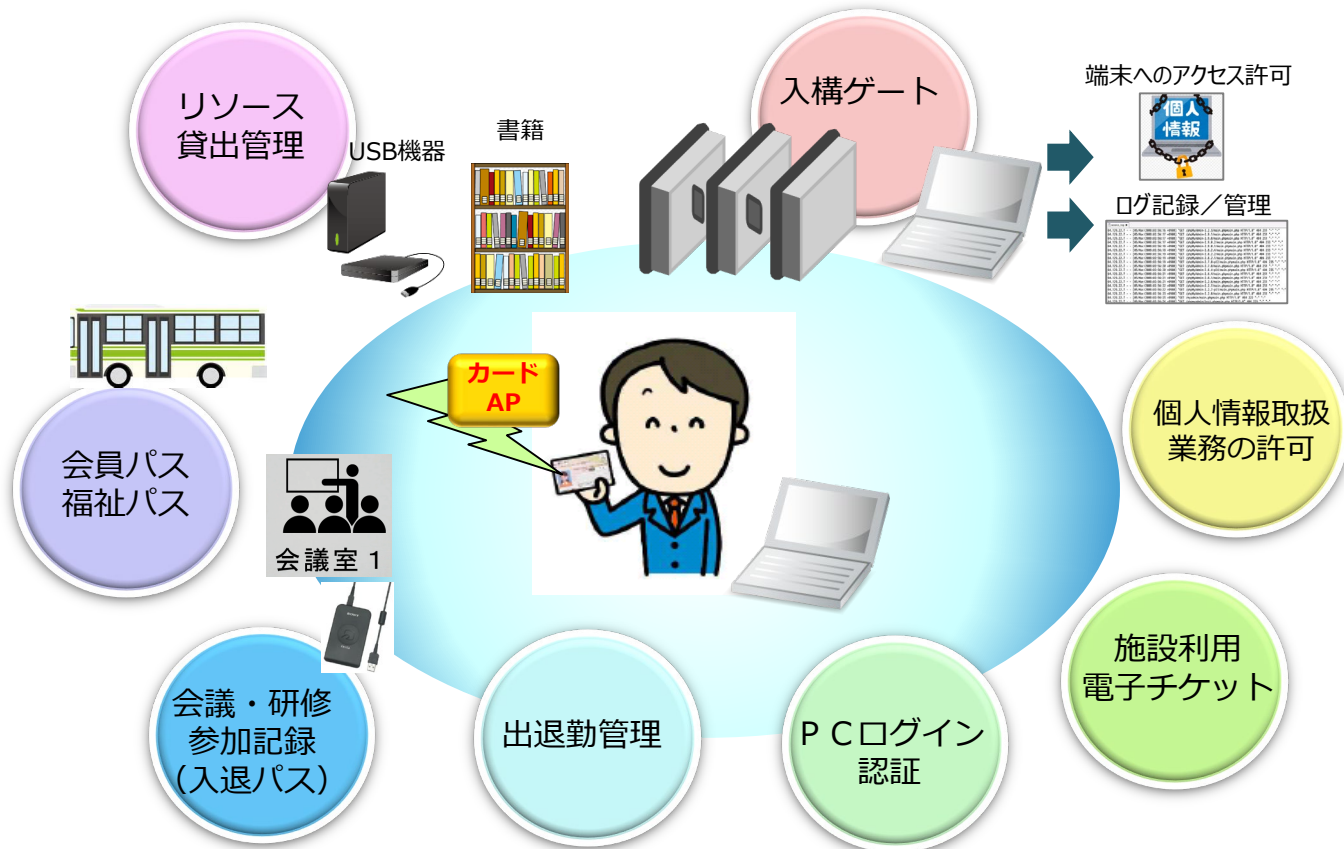
<サービス開始日> 2017年5月1日 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

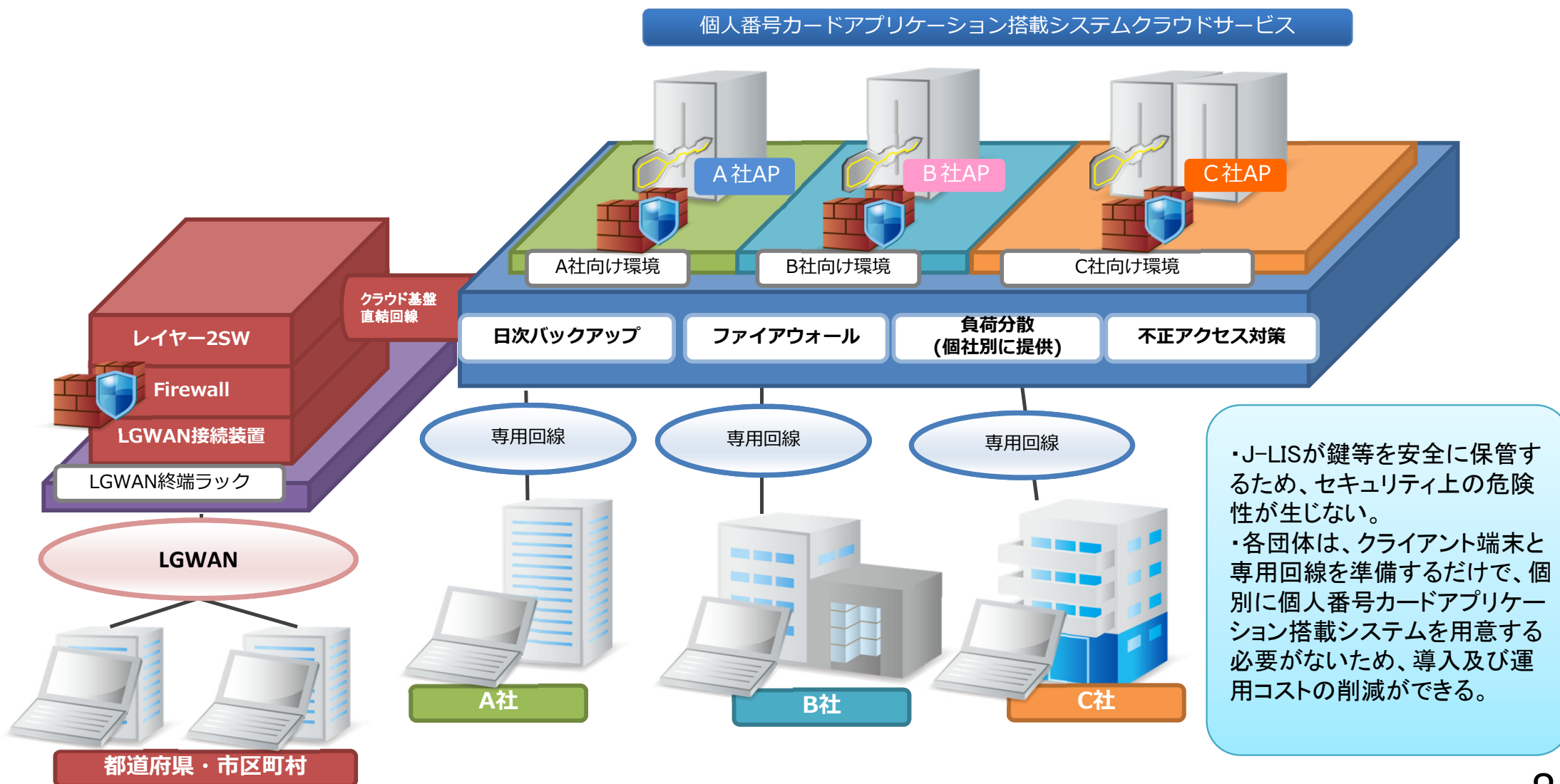
経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

個人番号カードAP搭載システムのクラウドサービス提供

個人番号カードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、個人番号カードにカードAPを搭載する各団体(国、都道府県、市区町村、民間事業者等)において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



マイナンバーカードの空き領域の利活用状況

【令和元年9月2日現在】

行政機関	告示・条例 制定時期	活用事例	民間事業者	告示・条例 制定時期	活用事例
国機関(総務省等)	平成28年4月	職員証(入退室管理・ プリンタ認証)	(株)TKC	平成29年3月	入退室管理・PC認証・ システム認証
J-LIS	平成29年9月	PC認証	NEC(株)	平成29年6月	入退室管理
徳島県	平成29年1月	職員証(入退室管理・ PC認証)	NTTコミュニケー ションズ(株)	平成30年11月	入退室管理・プリンタ 認証・PC認証
新潟県三条市	平成28年1月	出退勤管理・避難所受 付・選挙投票入場受付	(株)内田洋行	令和元年9月	入退室管理
群馬県前橋市	平成29年11月	高齢者タクシー補助			
愛知県豊橋市	平成30年11月	出退勤管理			
愛知県小牧市 (小牧市民病院)	令和元年10月 ※サービス提供は 令和2年3月開始	診察券利用			

※ 地方公共団体においては、条例を制定することにより、空き領域の利用が可能。上記以外にも、コンビニ交付や印鑑登録証・図書館カードとしてのマイナンバーカードの利用の一部で空き領域が利用されているところ。

なお、国機関や民間事業者は総務大臣の告示により利用が可能。9

NTTコミュニケーションズ株式会社によるマイナンバーカードの利用

社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用

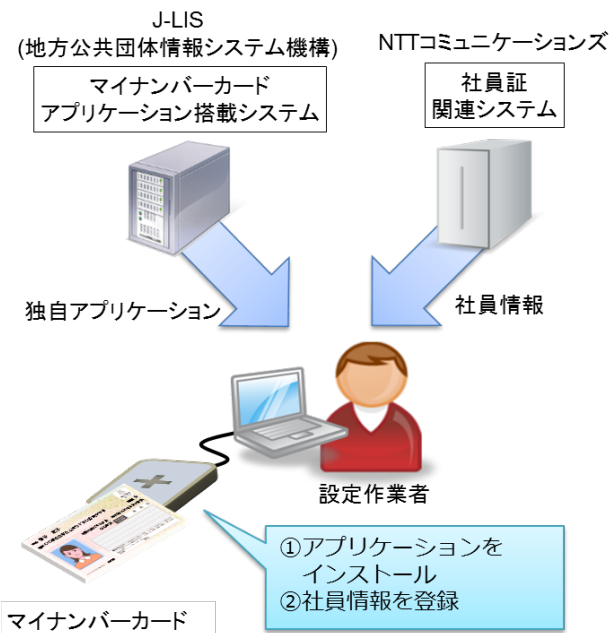
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

（ICチップの利用開始準備）



社内における各種認証が可能に



マイナンバーカードの社員証利用

- マイナンバーカードの空き領域にアプリケーションを搭載することにより、民間事業者においても社員証として活用することが可能。
- 利用申請から、約4ヶ月で利用を開始することができる。

【民間導入スケジュール】(申請後イメージ)

事業者		1ヶ月目			2ヶ月目			3ヶ月目			4ヶ月目		
申請	総務省へ利用申請	☆											
総務省													
審査	法基準適合性審査(※1)												
事業者													
設計・申込み	サービス運用設計												
	機器調達												
	サービス利用にかかる各種申込等												
J-LIS													
設定・準備	ネットワーク準備												
	カードAP準備												
	カードAP搭載サーバ構築(※2)												
事業者													
設定	ネットワーク・機器設定												
試験	動作確認試験												
研修	操作研修												
開始	サービス開始											△	

(※1) 適合性審査において、一定程度適合性の確認ができた段階でJ-LISへの利用申込等が可能。

(※2) クラウド環境の構築完了後からサポートサービス料やクラウドサービス料が発生します。

(参考) マイナンバーカードの活用方法とそれぞれの想定用途・認証強度等

活用方法		暗証番号 (P I N)	記録される 情報	想定される主な用途	認証強度		その他
券面（おもて面）		—	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真	対面での様々な本人確認で利用する（金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など）。	所持認証		
公的個人認証 サービス	電子署名 (署名用電子証明書等を利用)	あり (6～16桁の英数字)	署名用電子証明書（氏名、住所、生年月日、性別、発行番号）	○署名用途： ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用する（電子申請（e-Tax等）、民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など）。 ・「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができる。	PKIによる強固な所持 認証	PINによる知識 認証	法律上、電子文書の 真正性の推定効が発生
	電子利用者 証明 (利用者証明用電子証明書等を利用)	あり (4桁の数字)	利用者証明用 電子証明書 (発行番号)	○認証用途： ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用する（行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン、民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログインなど）。 ・「ログイン等したものが、利用者本人であること」を、証明することができる。			
カードアプリ 方式	タイプA	あり／なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	厳格な認証が必要な業務に向く	相互認証による強固な 所持認証	PINによる知識 認証	印鑑登録証、入退館 認証等として利用さ れている
	タイプC	なし	原則として利用者番号のみ	厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く	所持認証		図書館、入退館認証 等として利用されて いる
	タイプD	なし	原則として利用者番号のみ	暗号化を行っており、タイプAよりさらに厳格な認証が必要な業務に向く	読取装置とカードAP 間の相互認証	暗号化あり	利用はないが避難者 情報等の4情報を取り 扱うサービスに利用 が考えられる
	独自アプリ	あり／なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	—	自由に設定可能		※利用実績なし

マイナポータルとは

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、
法人設立ワンストップサービスを
開始！

令和元年秋より、新たに、
iPhoneでの利用も可能に！

A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索
や、オンライン申請（子育てワン
ストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの
個人情報を検索して確認する
ことができます。

C お知らせ

行政機関等から配信される
お知らせを受信することが
できます。



情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報
をやりとり（照会・提供）した
履歴を、確認することができます。

もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、
マイナポータルと一体的に使え
ようになります。

※e-Tax、ねんきんネット、民
間送達サービスなど

その他のサービス

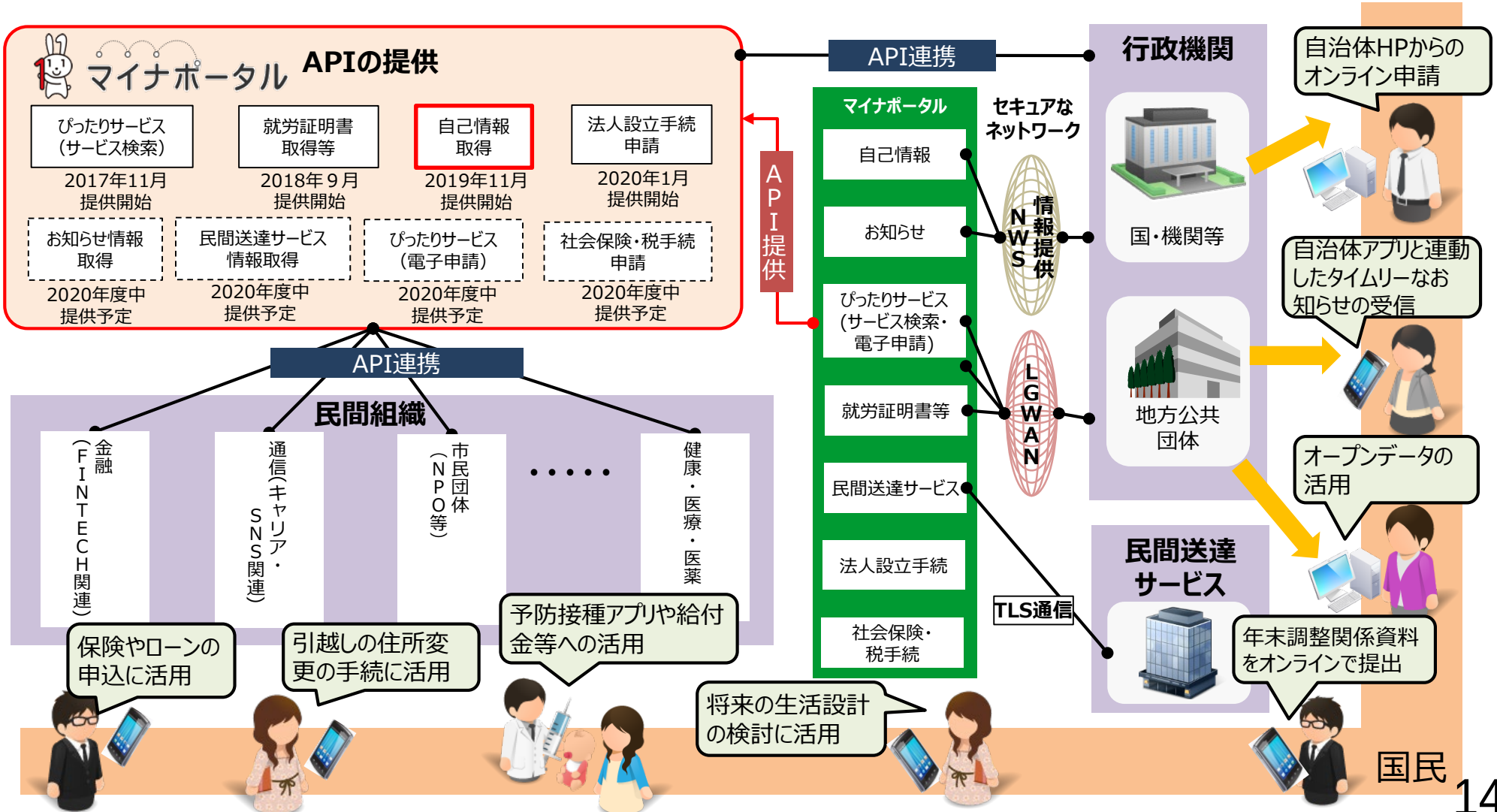
公金決済サービス

マイナポータルのお知らせから
ネットバンキング（ペイジー）や
クレジットカードでの公金決済が
できます。

マイナポータルAPI提供について

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。

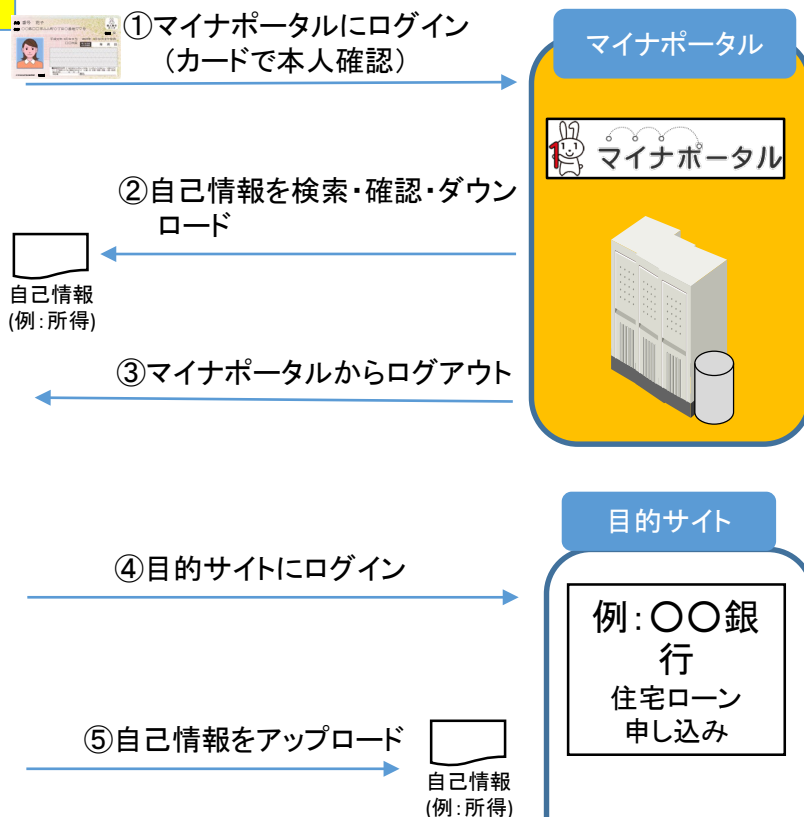


マイナポータルにおける「自己情報取得API」の提供開始について

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。
- **今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、提供している。**
- 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

これまで

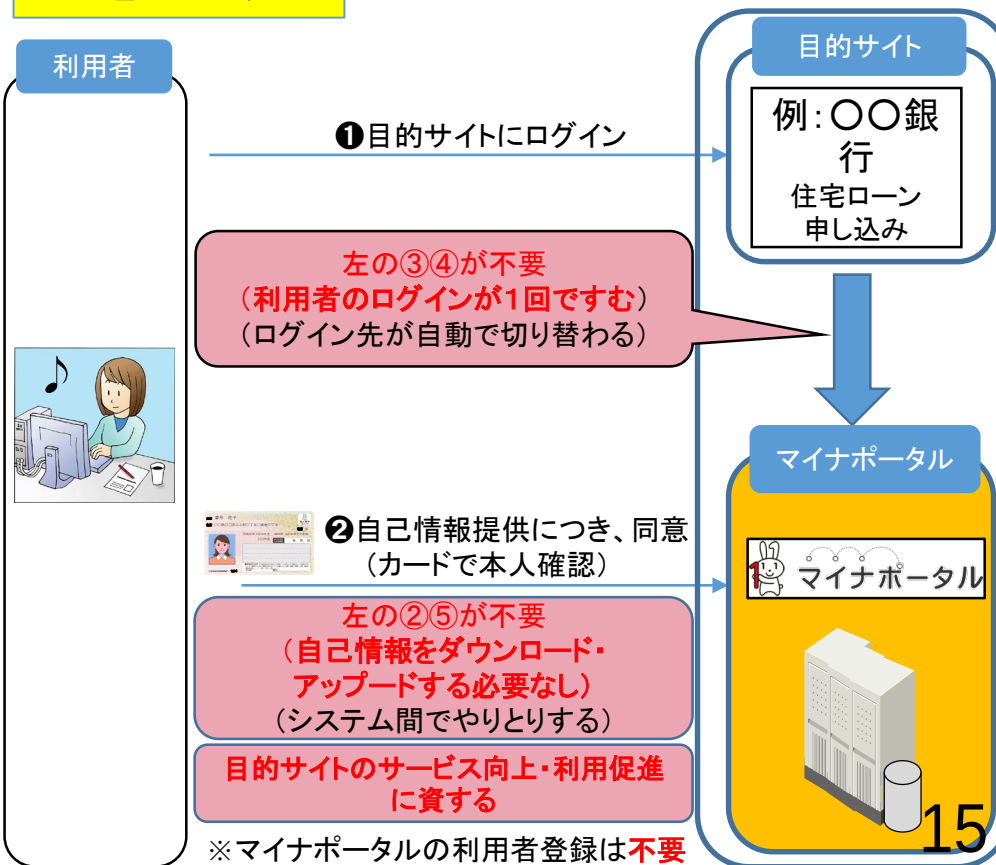
2つのサイトにまたがる必要有



※予め、マイナポータルの利用者登録が必要

APIをつかうと

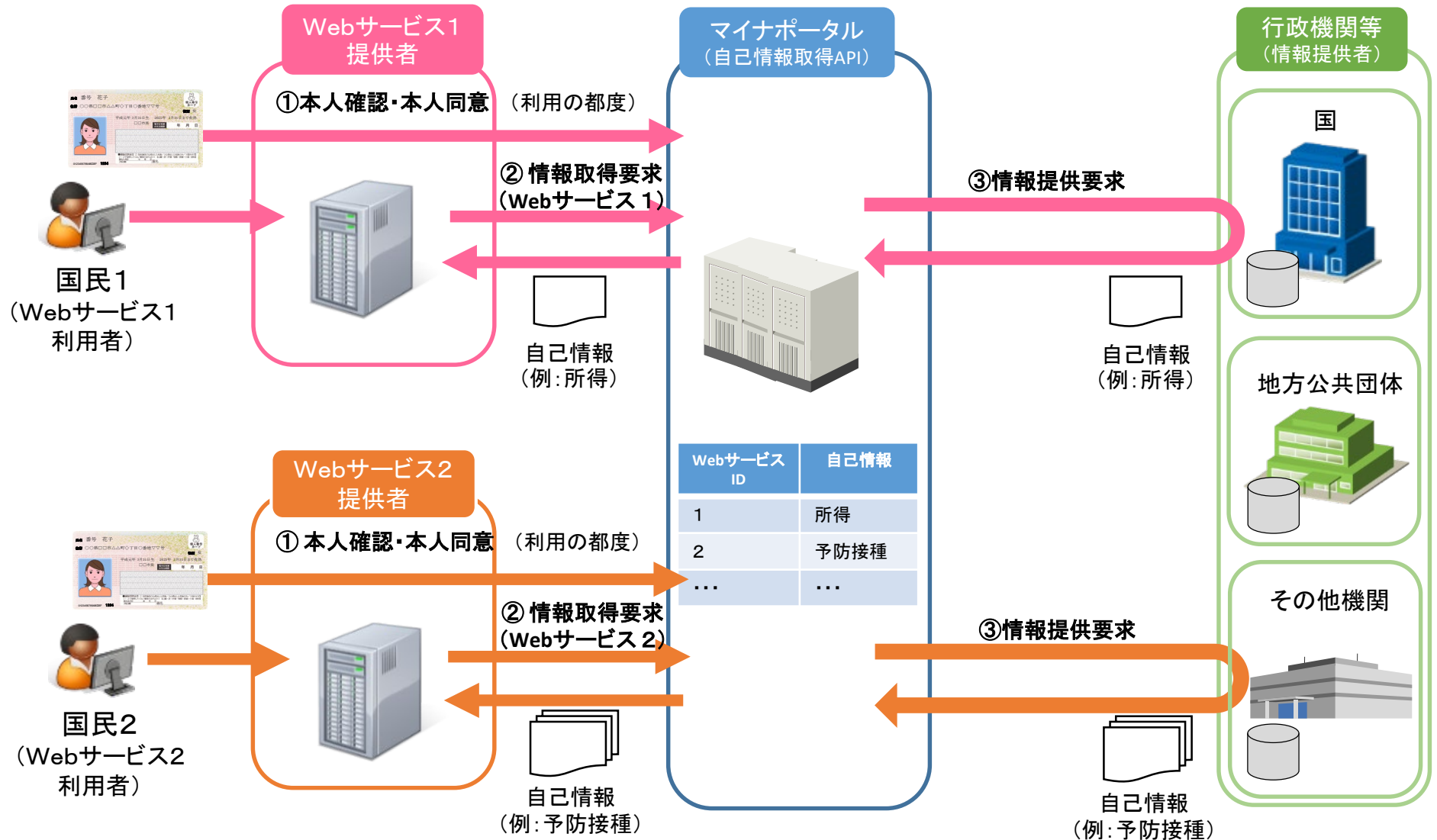
シームレスに利用可能



※マイナポータルの利用者登録は不要

「自己情報取得API」の仕組み(イメージ)

- ① 国民は、Webサービス利用に際して、マイナンバーカードによる本人確認・本人同意を実施。
- ② Webサービス提供者は、マイナポータルに予め設定された自らのサービスIDを指定し、情報取得を要求。
- ③ マイナポータルは、行政機関等(情報提供者)に情報提供要求し、取得した自己情報を、Webサービス提供者へ提供。



- (1) 発信者がマイナンバーカードに格納されている秘密鍵を用いて文書を暗号化し、その秘密鍵とペアとなっている公開鍵とともに元の文書、暗号化した文書を送付。
- (2) 受信者は発信者から送付を受けた公開鍵を用いて暗号化した文書を復号し、文書本体と突合し、改ざんの有無を検知。
- (3) 受信者は送付を受けた署名用電子証明書の有効性を確認。

【オンライン契約における例】

